

予算特別委員会資料

令和7年度予算説明書

選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査事務局

目 次

選挙管理委員会事務局		頁
1	事務事業概要	2
2	歳入歳出予算一覧	2
3	歳入予算の説明	3
4	歳出予算の説明	4
5	予算関連議案(関係分)	8

人事委員会事務局		
1	事務事業概要	13
2	歳入歳出予算一覧	13
3	歳入予算の説明	14
4	歳出予算の説明	14

監 査 事 務 局		
1	事務事業概要	17
2	歳入歳出予算一覧	17
3	歳出予算の説明	18
4	予算関連議案	20

選挙管理委員会事務局

1 事務事業概要

民主政治の健全な発展を図るため、法令の定めるところにより各種選挙を管理執行するとともに、各種選挙人名簿の調製等を行うほか、住民の政治意識の向上を図るため、選挙に必要な知識・情報等の周知に努める。

特に、令和7年度は参議院議員通常選挙及び神戸市長選挙の管理執行を行う。

2 歳入歳出予算一覧

(1) 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
18 国庫支出金		770,431
	2 補助金	49,321
	3 委託金	721,110
19 県支出金		1,126
	2 補助金	1,126
歳入合計		771,557

(2) 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
2 総務費		1,624,084
	5 選挙費	1,624,084
歳出合計		1,624,084

3 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
18 国 庫 支 出 金	770,431	253,778	516,653	
2 補 助 金	49,321	253,428	△204,107	
1 総 務 費 補 助	49,321	253,428	△204,107	
8 デジタル基盤改革支 援 補 助 金	49,321	253,428	△204,107	選挙管理システムの標準化対応に対する補助金
3 委 託 金	721,110	350	720,760	
1 総 務 費 委 託 金	721,110	350	720,760	
1 在 外 選 挙 人 名 簿 金 委 託 金	350	350	-	在外選挙人名簿登録事務に対する委託金
3 参 議 院 議 員 選 挙 委 託 金	719,260	-	719,260	参議院議員通常選挙の執行に対する委託金
4 参 議 院 議 員 選 挙 臨 時 啓 発 委 託 金	1,500	-	1,500	参議院議員通常選挙の臨時啓発に対する委託金
19 県 支 出 金	1,126	1,126	-	
2 補 助 金	1,126	1,126	-	
1 総 務 費 補 助	1,126	1,126	-	
1 選挙常時啓発費補助	1,126	1,126	-	明るい選挙推進のための常時啓発事業に対する補助金
合 計	771,557	254,904	516,653	

4 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	その他	一般財源
2 総 務 費	1,624,084	493,396	1,130,688	771,557	—	—	852,527
5 選 挙 費	1,624,084	493,396	1,130,688	771,557	—	—	852,527
1 委 員 費	65,808	65,808	0	—	—	—	65,808

本目は、市・区選挙管理委員の報酬及び費用弁償に要する経費である。

◎ 主な内容

- 1 報 酬 65,508 千円
- 2 旅 費 300 千円

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	その他	一般財源
2 総 務 費							
5 選 挙 費							
2 職 員 費	92,249	116,769	△24,520	—	—	—	92,249

本目は、選挙管理委員会事務局職員の給料、職員手当等に要する経費である。

◎ 主な内容

- 1 報 酬 1,976 千円
- 2 給 料 40,490 千円
- 3 職員手当等 32,310 千円
- 4 共 済 費 16,546 千円
- 5 旅 費 927 千円

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	その他	一般財源
2 総 務 費							
5 選 挙 費							
3 運 営 費	85,329	306,007	△220,678	49,671	—	—	35,658

本目は、市・区選挙管理委員会の運営、永久選挙人名簿の調製等に要する経費である。

◎ 主な内容

1 委員会運営費	998 千円
2 事務費	6,351 千円
3 選挙管理システム等経費	28,659 千円
4 選挙管理システムの標準化対応	49,321 千円

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	その他	一般財源
2 総 務 費							
5 選 挙 費							
4 選挙常時啓発費	5,758	4,812	946	1,126	—	—	4,632

本目は、明るい選挙推進のための常時啓発事業実施に要する経費である。

◎ 主な内容

1 青年層有権者啓発事業経費	3,101 千円	4 情報提供事業経費	107 千円
2 一般有権者啓発事業経費	1,300 千円	5 明るい選挙推進協議会運営等経費	730 千円
3 児童・学生層啓発事業経費	520 千円		

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	その他	一般財源
2 総 務 費							
5 選 挙 費							
5 参議院議員 選挙費	775,297	—	775,297	719,260	—	—	56,037

本目は、令和7年度に執行される参議院議員通常選挙の執行に要する経費である。

◎ 主な内容

1 投票所経費	307,479 千円	6 不在者・期日前投票経費	115,018 千円
2 開票所経費	82,682 千円	7 事務費	79,130 千円
3 選挙公報発行経費	49,751 千円	8 啓発費	9,846 千円
4 投票のご案内経費	76,742 千円	9 公営費	1,605 千円
5 ポスター掲示場経費	53,044 千円		

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	その他	一般財源
2 総 務 費							
5 選 挙 費							
6 参議院議員 選挙臨時 啓発費	1,500	—	1,500	1,500	—	—	—

本目は、令和7年度に執行される参議院議員通常選挙の臨時啓発に要する経費である。

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市 債	その他	一般財源
2 総 務 費							
5 選 挙 費							
8 市長選挙費	598,143	—	598,143	—	—	—	598,143

本目は、令和7年度に執行される神戸市長選挙の執行に要する経費である。

◎ 主な内容

1 投票所経費	200,939 千円	6 不在者・期日前投票経費	76,472 千円
2 開票所経費	27,766 千円	7 事務費	53,384 千円
3 選挙公報発行経費	41,670 千円	8 啓発費	82,343 千円
4 投票のご案内経費	75,839 千円	9 公営費	16,989 千円
5 ポスター掲示場経費	22,075 千円	10 選挙会経費	666 千円

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条～第 4 条 [略]

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 10 月 条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
投票所の投票管理者	日額 <u>17,300</u> 円。ただし、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条		投票所の投票管理者	日額 <u>12,800</u> 円。ただし、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条	

第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額

期日前投票所の投票管理者	日額 <u>15,300</u> 円。ただし、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額
[略]	[略]
投票所	日額 <u>15,700</u>

第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額

期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300</u> 円。ただし、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額
[略]	[略]
投票所	日額 <u>10,900</u>

の投票 立会人	円。ただし、公 職選挙法第40 条第1項ただ し書の規定に より投票所を 開く時刻を繰 り下げ、又は 閉じる時刻を 繰り上げたこ とにより職務 時間を短縮す る場合、立会 時間内に交替 する場合その 他立会時間を 短縮する場合 は、任命権者 が定める額を 減額した額
期日前 投票所 の投票 立会人	日額 <u>13,900</u> 円。ただし、立 会時間内に交 替する場合そ の他立会時間 を短縮する場 合は、任命権 者が定める額 を減額した額

の投票 立会人	円。ただし、公 職選挙法第40 条第1項ただ し書の規定に より投票所を 開く時刻を繰 り下げ、又は 閉じる時刻を 繰り上げたこ とにより職務 時間を短縮す る場合、立会 時間内に交替 する場合その 他立会時間を 短縮する場合 は、任命権者 が定める額を 減額した額
期日前 投票所 の投票 立会人	日額 <u>9,600</u> 円。ただし、立 会時間内に交 替する場合そ の他立会時間 を短縮する場 合は、任命権 者が定める額 を減額した額

[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

第 6 条～第 8 条 [略]

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 [略]

第 2 条、第 3 条 [略]

(適用区分)

第 4 条 第 5 条中別表投票所の投票管理者の項、期日前投票所の投票管理者の項、投票所の投票立会人の項及び期日前投票所の投票立会人の項の規定は、施行日以後その期日を公示又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第 95 条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

(施行細則の委任)

第 5 条 第 1 条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第 2 条及び第 6 条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定め、第 3 条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定め、第 4 条及び第 5 条の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第 3 条関係） [略]

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

人事委員会事務局

1 事務事業概要

公正かつ能率的な人事行政の運営を確保するため、公平審査（措置要求・審査請求）、職員の苦情処理、労働基準監督、給与に関する調査・報告及び勧告、職員の採用試験・選考、職員の昇任選考等を実施する。

2 歳入歳出予算一覧

(1) 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
24 諸 収 入		480
	7 雑 入	480
歳 入 合 計		480

(2) 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
2 総 務 費		253,135
	6 人事委員会費	253,135
歳 出 合 計		253,135

3 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
24 諸 収 入	480	570	△90	
7 雑 入	480	570	△90	
9 雑 入	480	570	△90	
19 人事委員会事務局	480	570	△90	大都市人事委員会連絡協議会からの収入

4 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 総 務 費	253,135	254,571	△1,436	—	—	480	252,655
6 人事委員会費	253,135	254,571	△1,436	—	—	480	252,655
1 委員 費	12,300	12,300	—	—	—	—	12,300

本目は、人事委員会委員の報酬及び費用弁償に要する経費である。

◎ 主な内容

- 1 報 酬 12,000 千円
- 2 旅 費 300 千円

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 総 務 費							
6 人事委員会費							
2 職 員 費	141,298	152,306	△11,008	—	—	—	141,298

本目は、人事委員会事務局職員の給料、職員手当等に要する経費である。

◎ 主な内容

1 給 料	60,890 千円
2 職員手当等	54,328 千円
3 共 済 費	22,840 千円
4 旅 費	3,240 千円

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 総 務 費							
6 人事委員会費							
3 運 営 費	99,537	89,965	9,572	—	—	480	99,057

本目は、公平審査、労働基準監督、給与勧告、競争試験・選考等に要する経費である。

◎ 主な内容

1 公平審査・労働基準監督経費	1,351 千円
2 給与勧告経費	573 千円
3 競争試験・選考経費	94,897 千円
4 一般事務費	2,716 千円

監 查 事 務 局

1 事務事業概要

地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、定期監査及び行政監査、財政援助団体等の監査、決算審査及び基金運用状況審査、健全化判断比率等審査、内部統制評価報告書審査、出納検査並びに外部監査等に係る事務を実施する。監査等に当たっては、事務事業が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

2 歳入歳出予算一覧

(1) 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
2 総 務 費		306,617
	7 監 査 委 員 費	306,617
歳 出 合 計		306,617

※歳入は、ありません。

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 総 務 費	306,617	301,461	5,156	—	—	—	306,617
7 監査委員費	306,617	301,461	5,156	—	—	—	306,617
1 委 員 費	9,570	9,320	250	—	—	—	9,570

本目は、非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に要する経費である。

◎ 主な内容

- 1 報 酬 9,120 千円
- 2 旅 費 450 千円

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 総 務 費							
7 監査委員費							
2 職 員 費	270,347	265,316	5,031	—	—	—	270,347

本目は、常勤の監査委員及び監査事務局職員の給料、職員手当等に要する経費である。

◎ 主な内容

- 1 給 料 120,980 千円
- 2 職員手当等 101,662 千円
- 3 共 済 費 46,855 千円
- 4 旅 費 850 千円

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 総 務 費							
7 監 査 委 員 費							
3 運 営 費	26,700	26,825	△125	—	—	—	26,700

本目は、監査、審査、検査及び外部監査に係る事務等に要する経費である。

◎ 主な内容

- 1 監査・審査・検査等経費 9,299 千円
- 2 外部監査に係る経費 17,401 千円